

# 商標



商標制度とは、「商標」を保護することで、商品・サービス(役務)を販売・提供する企業(事業者)の業務における信用を保護して、産業の発達に貢献するとともに、商品、サービスを購入・利用する消費者を保護するものです。

## 事業者と消費者を守る商標制度

### ◆ 商標制度は事業者の信用の維持を図るもの

お店で売られているほぼ全ての商品には、**企業のマーク**や**商品の名称**が描かれています。例えば、お菓子であれば、「森永製菓」といった会社の名称や「チョコボール」といった商品の名称が、ポータブル音楽プレーヤーであれば、「SONY」といった会社の名称や「WALKMAN(ウォークマン)」といった商品の名称が表示されています。

このような、事業を行う人が自分の取り扱う商品・サービス(役務)を他人のものと区別するために使用するマークや商品の名称は、「**商標**」と呼ばれています。

事業者は、商品・サービスに「商標」をつけることによって、自社の商品・サービスであることをアピールしています。そして、事業者が営業努力によって商品

やサービスに対する消費者の信用を積み重ねることによって、商標に「信頼がおける」「安心して買える」といった**ブランド**のイメージがついてきます。こうした「商標」を一つの目印として、私たちは商品を購入したりサービスを利用することができるのです。このため、商標は「ものを言わぬセールスマン」と表現されることもあり、商品やサービスの顔として、重要な役割を担っています。

商標は、事業者の営業努力や消費者の信用が積み重なったものなので、他の人に勝手に使用されないよう保護することが、事業者にとっても、また、その商標を信用する消費者にとっても重要です。このため、商標制度は、このような事業者が商品やサービスにつける商標を保護することにより、商標を使用する者の**業務上の信用の維持を図ることを通じて、産業の発達に寄与するとともに需要者(=消費者)の利益を保護することを目的**としています。

# 河合塾

商標登録第3140751号

# ANA

商標登録第3059927号



商標登録第4939119号



商標登録第4153602号

## 商標制度について

### ◆ 商標登録を受けられるマークとは

商標とは、自社の商品・サービスを示すためのマークですが、そのようなマークがすべて商標登録

を受けられるかというとはそうではありません。

商標法上で定義された商標であり、かつ、登録の要件をすべて満たしているものだけが商標登録を受けることができます。

### 商標法上の商標

1. 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合  
(商標法上では、これらを「標章」と呼ぶ)
2. 標章であって、次のもの
  - ① 業として、商品を生産等する者がその商品について使用するもの
  - ② 業として、サービス(役務)を提供等し、その役務について使用するもの

### 商標の登録を受けられないもの

1. 自己と他人の商品・サービス(役務)を区別することができないもの(普通名称や品質表示などは×)
2. 公共の機関のマークと紛らわしい等公益性に反するもの  
(国旗や国際機関などのマーク等と紛らわしいものは×)
3. 他人の登録商標や周知・著名商標等と紛らわしいもの(有名人の芸名などは×)

### 身近な商標の例

インターネット通信販売大手の「アマゾン」のことはご存知でしょうか。アマゾンを利用している方(または家族の方が利用している方)は、右のようなロゴを目にすることも多いでしょう。実はこのロゴも、特許庁に登録された商標の一つです。

アマゾンのロゴマークは、1文字目の「a」と、4文字目の「z」を矢印が繋ぐ形となっており、「aからzまで、何でも買える」というメッセージが込められています。このように、企業のロゴには、その企業の特徴や大事にするメッセージが込められている場合も多く、それがその企業のブランドイメージづくりについて、重要な役割を担っているのです。

アマゾン ロゴマーク



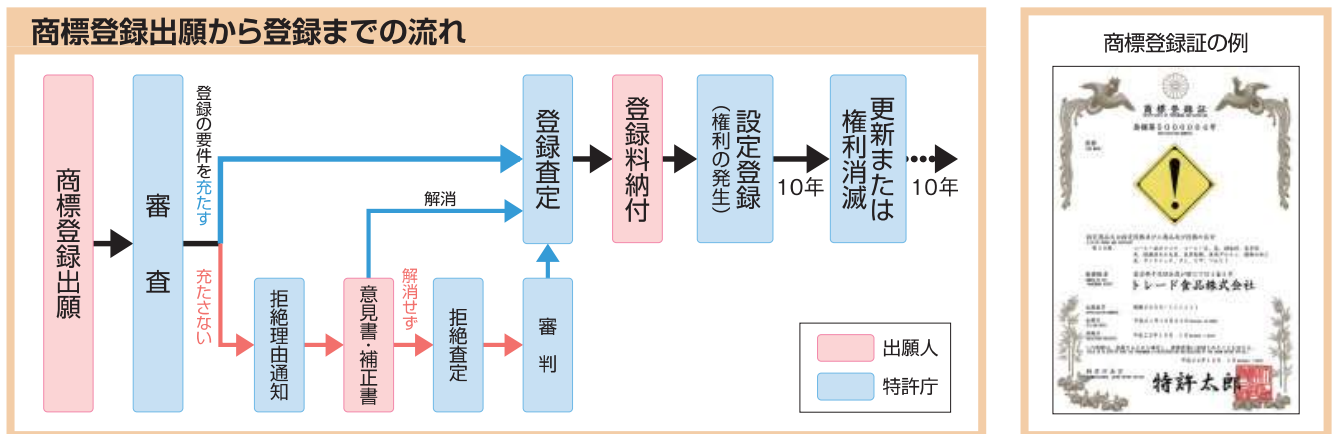
国際登録 756850 A

※ Amazon、アマゾン、および Amazon ロゴは Amazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。

## ◆ 商標権を取得するためには

商標登録を受けるためには、特許庁への出願手続

が必要です。商標の出願から登録までの流れは、特許や意匠の場合とほぼ同様であり、下図の通りとなります。



商標制度の特徴的な点は、その商標を使う商品・サービスを指定して登録を求めることです。

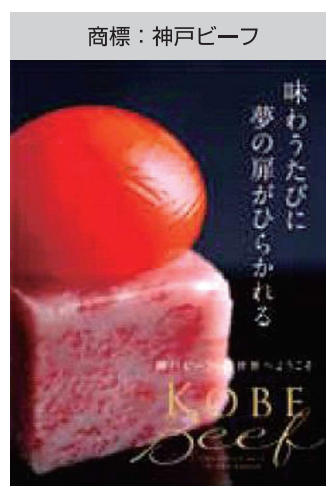
また、権利の存続期間は設定登録から10年と定められていますが、商標を保護するのは商標に蓄積

された信用を保護することが目的であることから、その商標の使用が続く限り、存続期間を**更新**して保護を受け続けることも可能になっています。

## 地域団体商標

地域団体商標とは、地域ブランドを地域で自ら守り、育てていくことを促進するために、地域の名称及び商品又はサービスの名称の組み合わせからなる商標を一定の条件で保護する制度です。

現在、約500件が登録されています。



商標登録第5068214号



商標登録第5009422号

企業の努力を  
損なう模倣品

ある会社が時間とお金をかけ、苦勞して製品を作り上げたとします。もしそれが、その会社の知らないところで見た目だけそっくりにマネされ、品質の悪い模倣品(ニセモノ)として販売されたとしたら、いったいどうなるのでしょうか。その会社の製品だと信じて購入してしまった人は、その品質の悪さからその会社へ悪いイメージを持つかもしれません。また、模倣品は本物より大幅に安く売られることが多いので、この会社の製品が売れなくなってしまうかもしれません。

このように、模倣品は創作者の努力を損なうものであり、違法なものです。日本の企業は、このような模倣品の存在に長らく頭を悩ませてきました。

たとえば、おもちゃメーカーのバンダイでは、特に国外での模倣品被害が大きく、毎年約120億円の損失を被っていると言われています。

■バンダイのプラモデルと模倣品



※右が模倣品。模倣品は組み立てに8時間要したうえ(本物は2時間で完成)、部品の不足等で最終的に完成しなかった。

消費者にも  
悪影響

模倣品は、企業だけでなく消費者にも悪影響を及ぼします。例えば、電化製品の模倣品には、ほんの数回使っただけで壊れるものや初めから動作しないものもあります。こうした模倣品を間違えて買ってしまった消費者にとって、この様な買い物は損失でしかありません。さらに、模倣品は安全性が確保されていないため、食品や医薬品の模倣品であれば、購入した消費者が健康被害にあってしまうかもしれません。

このように企業にも消費者にも悪影響を及ぼす模倣品ですが、被害を無くすためには、みなさんが意識して模倣品を買わないように心がけることも重要です。

税関における  
取り締まり

海外で買った模倣品を日本へ持ち込むことも当然禁じられています。税関検査によって、知的財産を侵害すると疑われるものが見つければ、それが知的財産を侵害しているかどうかを判断するための手続き(認定手続)が開始されます。この手続きにより侵害していると判断されれば、税関により没収され、日本へ持ち込むことはできません。

また、場合によっては、10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金といった、厳しい罰則が科されることもあります。(関税法第109条第2項)

**ニセモノは、  
買わない!  
騙されない!  
持ち込まない!**

**ご注意**

偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、日本への持ち込みが禁止されています。海外旅行でニセモノ被害に遭わないために、しっかり知識を持ちましょう。

**税関**

**FAKE ZERO PROJECT**